

# 変更の届出・書換え・再交付・返納手続きについて

認定申請書記載事項に変更が生じた場合は、必ず変更後**10日以内**（戸籍謄本又は抄本、登記事項証明書を添付する場合は**20日以内**）に、主たる営業所の所在地を管轄する警察署へ変更届を提出しなければなりません。

## 1 変更の届出に伴う添付書類

変更事項	添付書類
氏名	戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し（★））
法人の名称又は法人の代表者氏名	法人の登記事項証明書
法人の主たる営業所の所在地	法人の登記事項証明書
損害賠償措置	損害賠償責任保険（共済）契約の締結を証する書類
安全運転管理者の氏名及び住所	住民票の写し（★）（※） 「運転管理経歴証明書」又は「安全運転管理者資格認定申請書」
副安全運転管理者の氏名及び住所	住民票の写し（★）（※） 「運転管理経歴証明書」又は「副安全運転管理者資格認定申請書」
法人の役員が新たに就任した場合	法人の登記事項証明書 役員の戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し（★）） 役員について、成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書
法人役員が再任又は退任した場合	法人の登記事項証明書
法人役員の氏名に変更があった場合	法人の登記事項証明書 役員の戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し（★））

（★）住民票は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」における個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを添付。

（※）安全運転管理者及び副安全運転管理者を新たに選任した場合については、次の書類等の提出も必要となります。

- 安全運転管理者に関する届出書
- 履歴書
- 運転記録証明書（自動車安全運転センターで発行）
- 写真2枚（縦3.0cm×横2.5cm）

◎上記以外の書類についても、必要に応じて、確認のため提示等を求める場合があります◎

## 2 認定証の書換えについて

☆ 認定証の書換えに伴う標準処理期間・・・14日 ☆

認定証の記載事項（個人の氏名、法人の名称、個人の住所、法人の所在地）に変更が生じた場合は、認定証の書換えが必要となります。

変更の届出書類とともに、**認定証も提出**して下さい。

## 3 書換え手数料について

書換え手数料は、2,100円です。

## 4 認定証の再交付について

☆ 認定証の再交付に伴う標準処理期間・・・14日 ☆

認定証を紛失してしまったときは、速やかにその旨を主たる営業所の所在地を管轄する警察署に届け出て、認定証再交付申請書を提出して下さい。

## 5 再交付手数料について

再交付手数料は、1,700円です。

## 6 認定証の返納について

認定証の返納は、次の返納事由が発生した日から**10日以内**に、主たる営業所の所在地を管轄する警察署に行して下さい。

○認定証の交付を受けた者が返納しなければならない場合

- ・自動車運転代行業を廃止したとき
- ・認定が取り消されたとき
- ・認定証の再交付を受けた後、亡失した認定証を発見又は回復したとき

○認定証の交付を受けた者以外が返納しなければならない場合

- ・認定を受けた者が死亡した場合  
→同居の親族又は法定代理人が返納
- ・法人が合併により消滅した場合  
→合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者が返納